

## 令和3年度 第1回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和3年11月22日(月)午後2時～午後3時10分

【場 所】 市役所本庁舎14階 1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、鈴木 光 委員、  
段林 君子 委員、中川 晶比兒 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、総務課長、コンプライアンス推進担当係長、  
職員部人事課調査担当課長、人事課服務担当係長 ほか

### 【会議内容】

#### 1 委員長及び副委員長の選任

委員委嘱後、初回の委員会のため、委員長及び副委員長の選任を行うこととし、コンプライアンス委員会規則第3条第1項に基づく委員の互選により、石黒委員が委員長、舩田委員が副委員長にそれぞれ選出された。

#### 2 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

#### 3 公益通報の運用状況等について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料1及び資料2）について報告があった。

#### 4 手当の不適正受給に係る調査結果について

関係部局から、職員は配偶者と完全に別居し、親と実家に居住しているに

もかかわらず、配偶者の居住しているマンションの住居手当を受給している旨の内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。(○：委員、●：市の関係部局。以下同じ)

- 手当の支給要件や届出について、制度所管課に2度確認したとあるが、確認したのは職員本人か。
- 職員本人である。

## 5 税返還事務の懈怠に係る調査結果について

関係部局から、職員は、特定市民に対する税の返還業務を行うにあたり、着任以降、様々な理由をつけては質問に対する回答文を送付せず放置する状況が続いている旨の外部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 地方自治法第232条の2（地方公共団体の寄付）を根拠にした返還事務は全国的に行われているのか。
- 各自治体において定めるものではあるが、札幌市に限らず他の政令指定都市においても、地方自治法の規定を根拠として返還事務を行っているところが多く、全国的にも同様の自治体が多いと認識している。
- 札幌市において、これまでに国家賠償法に定められた20年を超えて、返還した事例はあるのか。
- 札幌市においては、事実確認ができる限りにおいて20年を超えて返還を行っていたところであるが、他都市の実態等をふまえ、令和2年3月に要領改正を行い、国家賠償法の20年を上限とすることとした。

- 本件については、通報にあるような事実は認められないものの、今後、納税者に対する対応にあつては、関係各課で連携・協議の上、法的スタンスをいっそう明確にしたうえで、対応いただきたい。

## 6 職員の人事異動に係る調査結果について

関係部局から、当該職員の配偶者は、札幌市と受注関係にある業者に勤務しているが、この度、関係部門への異動内示がなされた。このような職員をなぜ異動させるのかという内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 今回の異動は、本人の希望等も勘案して決定しているのか。
- 本人の希望も聴取しているが、職員の能力やこれまでの経験、各職場における業務の繁忙度・人的需要等を総合的に勘案し決定したところ。
- 例えば発注業務等に係る、職場内の情報管理等はどのように行うのか。
- 当該職員の所属する係は、担当者全員が何らかの発注業務に関わるが、情報は係長が管理することとしており、入札に係る情報は係長と当該発注に携わる担当者のみが把握する等、異動に際し必要な対策は講じている。
- 市側が必要な対策を講じているとしても、市民等からの疑念を完全に払拭することは難しい部分があると思うので、引き続き、市役所への信頼を損なわないためにはどのようにしていくのが良いのか検討しながら進めていただきたい。

## 7 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。